

東海旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則の一部改正（伊豆箱根鉄道株式会社線の連絡運輸区域変更に伴う改正）

現 行					改 正				
別表（別冊） （前略） （301）伊豆箱根鉄道株式会社線 規則別表					別表（別冊） （前略） （301）伊豆箱根鉄道株式会社線 規則別表				
連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱 事項	連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱 事項
伊豆箱根鉄道株式会社 駿豆線	東日本・東海・ <u>西日本旅客会社線</u>	東海道本線 三島	片、往、続、勤定、 学定、団、急		伊豆箱根鉄道株式会社 駿豆線	東日本・東海旅客会社線 <u>西日本旅客会社線</u>	東海道本線 三島 <u>同</u> <u>三島</u>	片、往、続、勤定、 学定、団、急 <u>片、往、続、団、急</u>	
大雄山線	<u>同</u>	同 小田原	<u>片、往、続、勤定、学定、団</u>		大雄山線	<u>東日本・東海旅客会社線</u>	同 小田原	勤定、学定	
（以下略）					（以下略）				

附則

この通達は、令和4年3月12日から施行する。